

第 号改葬許可申請書

死亡者の本籍	香川県小豆郡小豆島町○○ □□□番地□ <small>旧町表記でも新町表記でも良い。番地まで記入</small>
死亡者の住所	<small>死亡者の最終住所を記入する</small>
死亡者の氏名	<small>死亡者の氏名を記入する</small>
死亡者の性別	<small>男、女</small>
死亡年月日	年 月 日 <small>元号表記。明治の前は慶応、元治、文久</small>
埋葬又は火葬の場所	<small>現在埋葬している墓地名を記入する</small>
埋葬又は火葬の年月日	年 月 日 <small>月日までが不明の場合は年月くらいまで</small>
改葬の理由	<small>「墓地移動」等具体的に記入する</small>
改葬の場所	<small>改葬先の住所(番地まで)と改葬先の名称(○○霊園等)を記入する</small>

前記のとおり改葬許可を受けたく、墓地埋葬等に関する法律第五条第二項により申請いたします。

令和 年 月 日

申請者住所

氏名

申請人の住所と氏名及び印鑑

⑨

死亡者との関係。
子、孫等

続柄

上記、埋(火)葬の事実を認めます。

墓地管理者住所

氏名

墓地管理者の住所と氏名及び印鑑

⑨

小豆島町長 松本 篤 殿

墓地の改葬許可について

墓地に埋葬されている遺骨や遺体を他の墓地や納骨堂に移すことを「改葬」と呼びます。改葬を行うには、町へ改葬の申請を行い、許可を得たうえでないと移すことができません。

改葬を行う際は、「改葬許可申請書」に必要事項（下記参照）を記入し、現在埋葬している墓地の管理者による埋葬の事実を証明する記名及び押印をもらってください。

その申請書を住民生活課または窓口センターへ提出した後、記入事項に不備がなければ、改葬許可証を発行します。（ただし、改葬1名につき手数料300円が必要です）。

改葬許可証は、移転先の墓地の管理者へ提出してください。

改葬許可申請書への記入事項

死亡者の本籍、住所、氏名、性別、死亡年月日

現在埋葬されている死亡者（遺骨や遺体）の本籍、住所、氏名、性別、死亡年月日を記入してください。死亡者の本籍が他市町の場合は死亡年月日が記載された除籍謄本等を添付してください。

埋葬または火葬の場所

現在埋葬されている墓地名を記入してください。

埋葬または火葬の年月日

月日が不明の場合は年月までで結構です。

改葬の理由

なぜ改葬を行うのかについて記入してください。

改葬の場所

遺骨や遺体の移転先の墓地の場所を、所在地・墓地名（墓地区画番号等がある場合は区画番号も）の順に記入してください。

受入証明書や、墓地使用許可証等を添付してください。

申請者の住所・氏名及び死亡者との続柄

申請者（あなた）の住所・氏名及び死亡者から見て申請者はどのような続柄となるかを記入してください。

墓地管理者の証明書

現在埋葬している墓地管理者に埋葬の事実を証明してもらう必要があります。墓地管理者に住所・氏名の記入と押印をもらってください。